

鳩山町小規模契約希望者登録の申請をされる方へ

1 趣旨

この制度は、鳩山町が発注する小規模な工事等の契約（業務・物品含む）のうち、競争入札参加資格登録申請をされていない方でも、契約をすることができる「小規模契約」を希望する町内業者の方を登録し、受注機会を拡大しようとするものです。

※ 小規模な工事等の契約（小規模契約）とは、予定価格 **130** 万円以下の工事請負契約、**50** 万円以下の業務委託契約、そして、予定価格 **80** 万円以下の物品納入契約をいいます。

※ この登録申請をした方は、「鳩山町小規模契約希望者登録名簿」に登録し、鳩山町が発注する小規模契約の際に指名業者選定の対象となり得ますが、指名や契約を約束するものではありません。また、登録をしないことによって、今後、小規模契約の締結ができなくなるものでもありません。

2 登録できる方

◎ 以下の非該当要件に該当しない方であれば登録できます。

- 1) 鳩山町内に本店又は住所を置いていない方
- 2) 小規模契約を締結する能力を有しない方・破産者で復権を得ていない方
- 3) 令和 5・6 年度競争入札参加資格登録がされており、令和 7・8 年度においても更新登録を申請中（申請予定）の方。
- 4) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有していない方
- 5) 町税を完納していない方

※ なお、町税未納がある方につきましては、完納されるまで登録ができません。

3 申請書及び添付書類

別添の「鳩山町小規模契約希望者登録申請書」に下記の必要書類を添付して、政策財政課の窓口へ直接提出してください。

なお、下記の必要書類が添付されていない場合は受付できません。

◎ 添付書類は下記のとおりです。

① 印鑑証明書（必須）

② 希望業種の履行に際して、許可・免許・登録等が必要な業種は、それらの許可証・免許証・登録証等の写し

4 その他注意事項

1) 登録申請した方は、納税情報を確認することに同意したものといたします。

2) 見積に指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。

なお、見積に指名されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願い致します。

3) 契約書を締結する場合は、原則として書面（契約書又は請書）により契約します。

なお、この場合の契約保証金は原則として免除します。

4) 契約の履行は、鳩山町契約規則、鳩山町建設工事請負等契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできませんので、希望業種は自ら履行できる業種を記載してください。

5) 請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。前払金、中間払金はありません。

6) 契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は、決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

7) この登録者名簿は、契約制度の透明性を高めるため一般に公開（閲覧）しますので、予めご了承の上申請してください。